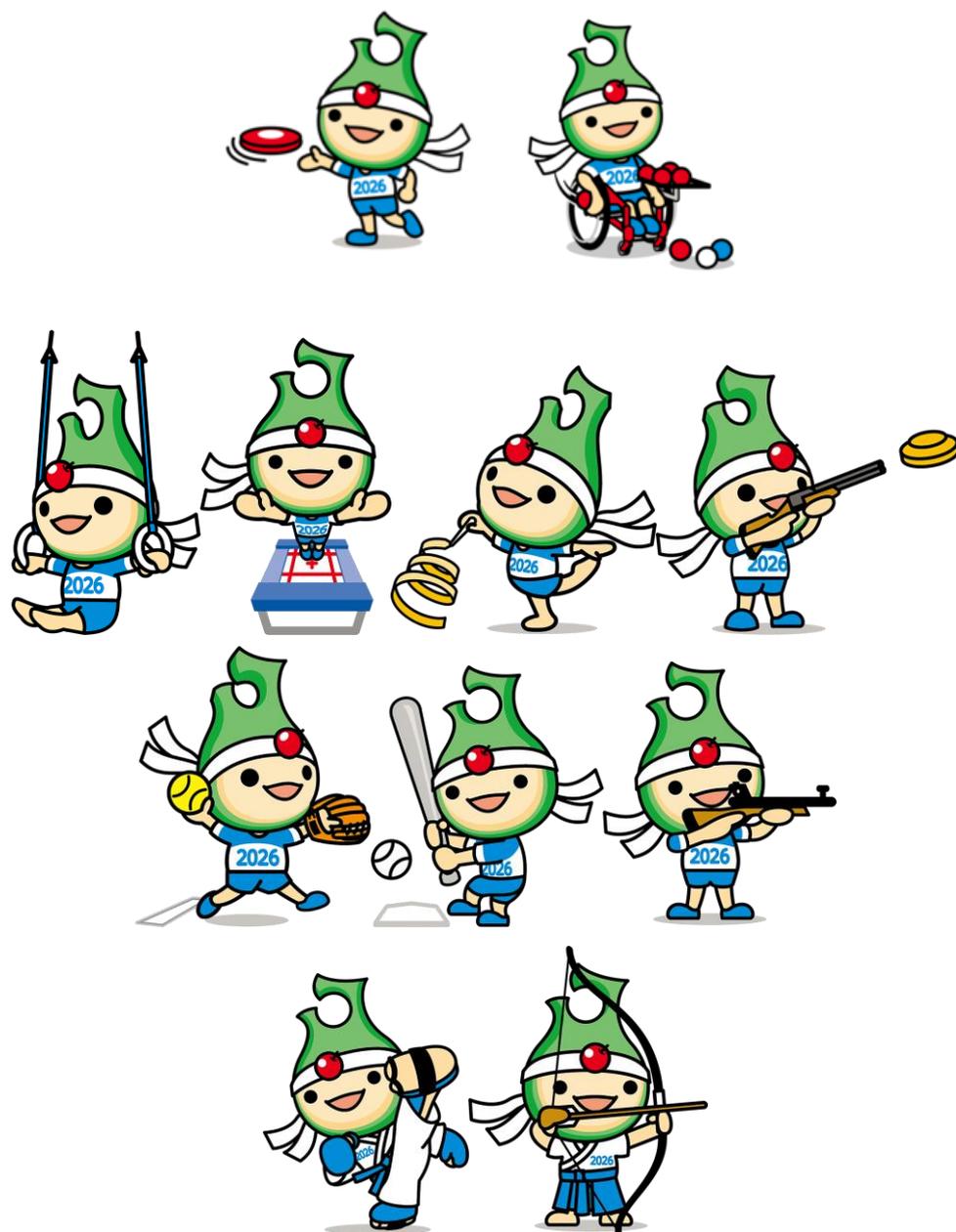


第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会

# 第1回常任委員会



日時：令和5年2月14日（火） 午後3時00分から

場所：弘前市民文化交流館ホール（ヒロロスクエア4階）

大会マスコットキャラクター「アップリート君」



第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会第1回常任委員会次第

日時：令和5年2月14日（火）  
午後3時00分から  
場所：弘前市民文化交流館ホール

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

第1号報告	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会常任委員の変更	・・・2
第2号報告	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催競技会場の変更	・・・3
第3号報告	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過	・・・4

4 審議事項

第1号議案	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催推進総合計画（案）	・・・7
第2号議案	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会専門委員会規程（案）	・・・11

5 その他

令和5年度のスケジュール	・・・13
--------------	-------

6 閉会

（参考資料）

資料1	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会会則	・・・14
資料2	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会常任委員名簿	・・・18
資料3	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催基本方針	・・・19
資料4	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	・・・20

【第1号報告】

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会常任委員の変更

令和4年8月23日から令和5年1月20日までの間における常任委員の変更については、  
下記のとおりである。

1 常任委員（1名）

所属機関・団体名	役職	新任者	前任者
弘前市スポーツ推進審議会	会長	田澤 昭次郎	水木 厚美

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市開催競技会場の変更

1 国民スポーツ大会（正式競技）

競技・種目名		種別	開催予定施設
ソフトボール	変更前	成年女子	弘前市運動公園野球場 弘前市運動公園多目的運動広場
	変更後		弘前市運動公園野球場 岩木山総合公園野球場

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備経過

年 月 日	経 過 内 容
平成27年 9月18日	青森県知事が青森県議会（平成27年9月定例会）の提出議案説明において、平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
10月 9日	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11月20日	青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県体育協会会長が、文部科学省及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会
平成29年 4月19日	<u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第一次内定【体操（競技、新体操）、ソフトボール、弓道、空手道、高等学校野球（硬式、軟式）】</u>
5月24日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会
平成30年 1月15日	<u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第二次内定【クレ射撃】</u>
7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会が第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第四次内定【体操（トランポリン）】</u>
令和 元年 5月28日 ～29日	<u>中央競技団体正規視察【高等学校野球】</u>
6月14日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第五次内定【ライフル射撃（50m/10m・AP、BP・BR）】及びデモンストラレーションスポーツ会場地市町村第二次内定【マスターズ陸上競技】</u>

年 月 日	経 過 内 容
6月26日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】</u>
7月 1日	<u>中央競技団体正規視察【ソフトボール（弘前市分）】</u>
7月26日	<u>中央競技団体正規視察【クレール射撃】</u>
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会
7月30日	<u>中央競技団体正規視察【体操】</u>
8月29日	<u>中央競技団体正規視察【空手道】</u>
11月 6日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
令和 2年 6月 1日	青森県知事、青森県教育庁、公益財団法人青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会（書面決議）
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
11月20日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会第1回会議
令和 3年 2月 1日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ会場地市町村第四次内定【ビリヤード】</u>
7月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会（書面決議）
令和 4年 3月23日	<u>第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会より会場地決定の通知【フライングディスク、ボッチャ】</u>
4月 1日	<u>弘前市健康こども部スポーツ振興課内に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置（専任職員3名）</u>
令和 4年6月27日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立発起人会を開催</u>

【第3号報告】

年 月 日	経 過 内 容
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会
8月23日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立総会・第1回総会を開催</u>
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会において、ソフトボール（成年女子）の競技会場を、【弘前市運動公園野球場、弘前市運動公園多目的運動場】から【弘前市運動公園野球場、岩木山総合公園野球場】に変更</u>
令和 5年2月14日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回常任委員会を開催</u>

## 【第1号議案】

# 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催推進総合計画（案）

## 1 趣旨

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、市民総参加の取り組みにより「健康都市弘前」と「共生社会」の実現や、本市の魅力を全国に発信し、地域振興につなげ、心に残る魅力ある大会を目指し、弘前市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

## 2 推進項目

### (1) 総務企画関係

#### ① 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ契機とするとともに、市民の力を結集し、地域の活性化につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### ② 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力ある大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### ③ 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高め、計画的かつ効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市の自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に向けて発信する。

#### ④ 市民協働

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で、創意工夫をこらし、大会を盛り上げることにより、市民協働のまちづくりの推進を図る。

#### ⑤ 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の自然、歴史、文化等の魅力を発信し、触れていただくことで、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

### (2) 競技式典関係

#### ① 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

#### ② 式典

県等と十分に協議し、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、本市の特色

## 【第1号議案】

を生かした式典とする。

### ③ 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努める。

## (3) 宿泊衛生関係

### ① 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

### ② 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保しながら、快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

## (4) 輸送交通関係

### ① 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

### ② 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

## 3 年次計画

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

(別表) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度 (5年前) 三重県 (中止)	令和4年度 (4年前) 栃木県	令和5年度 (3年前) 鹿児島県	令和6年度 (2年前) 佐賀県	令和7年度 (1年前) 滋賀県	令和8年度 (開催年)
市体制・主要行事		国スポ・障スポ 準備室設置	日本スポーツ協会・ 文部科学省総合観察  大会開催・会期決定		中央競技団体 最終観察  リハーサル大会開催	第80回国民スポーツ 大会開催  第25回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織		準備委員会 設立発起人会開催  準備委員会 設立総会・第1回総会  常任委員会開催	準備委員会第2回総 会・実行委員会第1 回総会開催  総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催	実行委員会 第2回総会開催	実行委員会 第3回総会開催	実行委員会 第4回総会開催
総務企画 ①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整			
	開催推進総合計画 策定・進捗管理					
	リハーサル大会 開催経費検討		協賛金取扱 要項策定	大会運営 ガイドライン策定  協賛の推進	大会実施本部 運営マニュアル作成	
	開催経費検討			リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算	開催経費 予算執行・決算
				識別用品 整備要項策定  遺失物・拾得物 取扱要項策定  保険加入要項策定	リハーサル大会用 識別用品整備  リハーサル大会遺失 物・拾得物取扱実施  リハーサル大会 保険加入	識別用品整備  遺失物・拾得物 取扱実施  保険加入
③広報			広報基本計画策定  広報啓発活動の推進  大会報告書編成 方針決定	実行委員会ホーム ページ開設・運営		大会報告書作成
④市民協働			市民協働 基本計画策定  ボランティア募集 要項策定	市民協働の推進  リハーサル大会ボラ ンティア業務計画策定  ボランティア募集	ボランティア 業務計画策定  ボランティア募集・ 研修会開催  リハーサル大会ボラ ンティア配置	ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし			観光・おもてなし 基本計画策定	観光・おもてなし 実施要項策定  案内所 設置要項策定  休憩所等 設置要項策定  売店設置要項策定  歓迎装飾 実施要項策定	ガイドブック・観光 ガイドマップ作成  リハーサル大会 案内所設置  リハーサル大会 休憩所等設置  リハーサル大会 売店設置  リハーサル大会 歓迎装飾実施	ガイドブック・観光 ガイドマップ配布  案内所設置  休憩所等設置  売店設置  歓迎装飾実施

第5回実行委員会総会(解散総会)  
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催  
大会決算書  
大会報告書

(別表) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	令和3年度 (5年前) 三重県 (中止)	令和4年度 (4年前) 栃木県	令和5年度 (3年前) 鹿児島県	令和6年度 (2年前) 佐賀県	令和7年度 (1年前) 滋賀県	令和8年度 (開催年)	
競技式典専門委員会	①競技 競技用具 整備計画策定調査 競技役員等 編成 (案) 検討 競技会係員・補助員 編成 (案) 検討 リハーサル大会 実施検討 デモスポ 開催競技選定【県】		競技運営 基本計画策定 競技用具 整備計画策定 リハーサル大会開催 基本計画策定	競技別実施計画策定 競技用具整備	競技別実施要項策定 競技別リハーサル大会 実施要項作成 情報通信 基本計画策定	競技別実施要項策定 競技会係員・補助員 編成決定・養成 デモスポ 実施要項策定 情報通信業務 実施要項策定	競技別 プログラム作成 競技役員等編成 決定・委嘱 競技会係員・補助員 の委嘱 デモスポ実施 臨時通信施設 架設設置
	②式典		式典基本計画策定	式典実施要項作成		各競技会 開始式・表彰式実施	
	③施設		競技施設整備の実施	施設整備 基本計画策定	リハーサル大会会場 設営仕様書作成	リハーサル大会 会場設営 会場設営仕様書作成	会場設営
宿泊衛生専門委員会	①宿泊	仮配宿 シミュレーション	宿泊基本計画策定		宿泊要項作成 弁当調達要項作成	宿泊本部設置 配宿実施 弁当調達実施	
	②医事・衛生		医事・衛生 基本計画策定 医療救護要項策定 感染対策要項策定 食品衛生 対策要項策定 環境衛生 対策要項策定	医療救護実施 マニュアル策定 リハーサル大会救護 所設置計画策定 感染対策実施 マニュアル策定 食品衛生対策実施 マニュアル策定 環境衛生対策実施 マニュアル策定	救護所設置計画策定 リハーサル大会 救護所設置 廃棄物処理計画策定	救護所設置 医事衛生本部設置 廃棄物処理実施	
輸送交通専門委員会	①輸送・交通		輸送・交通 基本計画策定 輸送・交通 実施要項策定 計画輸送 シミュレーション 輸送計画調査 駐車場等調査	リハ大会 輸送計画作成	リハ大会 輸送計画実施 輸送計画作成	輸送本部設置	
	①警備・消防		警備・消防 基本計画策定	警備・消防業務 実施要項策定 リハーサル大会 警備・消防計画策定	警備・消防計画策定 リハーサル大会 警備・消防本部設置	警備・消防 本部設置	

第5回実行委員会総会(解散総会)  
 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催  
 大会決算書  
 大会報告書

【第2号議案】

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則（令和4年8月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称及び第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名

（役員を選任等）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

【第2号議案】

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

【その他】

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市準備委員会 令和5年度スケジュール

年 月 (予定)	内 容
令和 5年4月	令和5年度暫定収支予算について会長の専決処分 日本スポーツ協会・文部科学省総合視察（県準備委員会対応）
7月	各専門委員会の開催 （広報基本計画、市民協働基本計画、観光・おもてなし基本計画、競技運営基本計画、式典基本計画、施設整備基本計画、宿泊基本計画、医事・衛生基本計画、輸送・交通基本計画、警備・消防基本計画等作成）  日本スポーツ協会理事会において、大会開催・会期決定（正式決定）
8月	準備委員会第2回常任委員会の開催 準備委員会第2回総会・実行委員会第1回総会の開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（仮称）へ移行
10月	特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催 特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会において、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 弘前市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

#### (役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

## 【参考資料1】

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

## 【参考資料1】

- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

### （常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
- 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

### （専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

### （会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがな

## 【参考資料1】

いとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

### 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、令和4年8月23日から施行する。
- 2 準備委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

**第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会常任委員会名簿**

(順不同・敬称略)

## 【委員長】

No	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	弘前市	市長	櫻田 宏

## 【副委員長】

No	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	会長	春藤 英徳
2	産業・経済関係	弘前商工会議所	会頭	今井 高志
3	医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長	山形 正臣
4	市関係	弘前市教育委員会	教育長	吉田 健
5	市関係	弘前市	副市長	出崎 和夫

## 【常任委員】

No	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	競技団体	青森県体操協会	会長	西村 幸治郎
2	競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
3	競技団体	青森県弓道連盟	会長	工藤 誠一
4	競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	寺澤 良悦
5	競技団体	青森県空手道連盟	会長	大島 理森
6	競技団体	青森県クレー射撃協会	会長	相馬 正
7	競技団体	青森県高等学校野球連盟	会長	工藤 清彦
8	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齋藤 誠
9	競技団体	青森県ボッチャ協会	代表理事	福沢 和彦
10	競技団体	青森県高等学校体育連盟体操専門部	委員長	竹谷 直行
11	競技団体	青森県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	部長	杉森 晋
12	競技団体	青森県高等学校体育連盟弓道専門部	部長	隅田 佳文
13	競技団体	青森県高等学校体育連盟空手道専門部	部長	岡 一仁
14	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進審議会	会長	田澤 昭次郎
15	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進委員協議会	会長	井澤 隆昭
16	スポーツ関係	弘前地区中学校体育連盟	会長	相馬 英明
17	学校・教育関係	弘前地区小学校長会	校長	相馬 伸光
18	学校・教育関係	弘前市中学校長会	会長	成田 隆道
19	学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	会長	古川 浩樹
20	学校・教育関係	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会弘前地区支部	支部長	菊池 諭
21	産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
22	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	会長	三上 千春
23	観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	会長	齊藤 爾
24	観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	福士 圭介
25	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	会長	熊谷 孝志
26	輸送・交通関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
27	輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	下山 清司
28	医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦
29	医療・福祉関係	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	森山 正
30	医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	中弘南黒支部長	宇野 美和子
31	市民・各種団体	弘前市町会連合会	会長	小山 三千雄
32	市関係	弘前市	健康こども部長	一戸 ひとみ
33	市関係	弘前市	福祉部長	秋元 哲

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催基本方針

### 1 基本方針

本市は、藩政時代以来の城下町であり、日本一の桜の名所である弘前公園をはじめ、多くの歴史的建造物、世界文化遺産の大森勝山遺跡のほか、秀峰岩木山をはじめとする豊かな自然、風情のある温泉や種々の郷土料理、そして日本一の生産量を誇るりんごなど、地域資源に恵まれた豊かなまちです。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会は、スポーツの普及・振興と市勢発展並びに共生社会の実現につながるものであり、本市の恵まれた自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に発信する絶好の機会でもあります。

両大会の開催に向けた市民一体となった取り組みにより、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「みんなで創り みんなをつなぐ あずましりんご色のまち」の実現につながる大会を目指します。

### 2 実施目標

#### (1) 健康都市弘前を推進する大会

大会開催を契機とし、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツをする習慣の定着につなげ「健康都市弘前」の実現を目指します。

#### (2) スポーツの「ちから」でみんながともに支えあう大会

スポーツの持つ様々な「ちから」によって、子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが生き生きとした生活を送ることができ、互いに支え合う「共生社会」の実現によって、市民が輝く大会を目指します。

#### (3) 市民総参加でつくり、オール弘前を推進する大会

大会開催が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者等の様々な主体による大会準備・運営を進め、オール弘前体制で臨み、スポーツ振興と地域活性化を推進する大会を目指します。

#### (4) 弘前の魅力を全国へ発信し、地域振興につなげる大会

大会運営やおもてなしをきっかけとして、自然、歴史、文化、食など、弘前の魅力を、全国にアピールする大会を目指します。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報、市民協働及び歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通及び警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること